

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 救急病院の認定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 〃
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新
- 保安林の指定予定
- 保安林の指定実施要件の変更予定

医療推進課
健康推進課

指導監査課

障害福祉課

治山課

目次

担当課（室）

【公告】

- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 第五十期岡山県労働委員会委員候補者の推薦手続
- 公共測量の測量期間の変更
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃

水産課

道路整備課

労働雇用政策課

監理課

建築指導課

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

◎岡山県告示第三百六十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山ハートクリニック

2 所在地

岡山市中区竹田五四―一

二 認定年月日

令和六年八月一日

三 認定の有効期限

令和九年七月三十一日

◎岡山県告示第三百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年八月二日

指定を更新した医療機関

名称

ザグザグ薬局 町苅田店

所在地

赤磐市町苅田九四〇―一

更新年月日

令和六年八月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第三百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

そうごう薬局中庄店

倉敷市中庄字岩才三五三八―一

令和六年八月一日

すぎはら薬局 高屋店

井原市高屋町四―二四―九

令和六年八月一日

◎岡山県告示第三百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

日本原病院

医療機関の名称

社会医療法人清風会日本原病院

日本原病院

令和六年七月一日

湯郷ファミリークリニック

医療機関の名称

社会医療法人清風会湯郷ファミリークリニック

湯郷ファミリークリニック

令和六年七月一日

◎岡山県告示第三百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

訪問看護ステーションライフグッド

笠岡市小平井二〇三九―二

令和六年四月三十日

角田医院

津山市田町八五

令和六年七月三十一日

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

◎岡山県告示第三百六十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

つぼみ 北房

2 所在地

真庭市上水田三一六六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人真庭いきいき会

2 主たる事務所の所在地

真庭市宮地一六二一番地

三 指定年月日

令和六年八月一日

四 事業所番号

三三五一四〇〇七六

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

◎岡山県告示第三百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスSoda

2 所在地

岡山県総社市総社三丁目一―一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社28

2 所在地

岡山県総社市総社三丁目一―一四

三 指定年月日

令和六年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一四六〇

五 サービスの種類

通所介護

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

◎岡山県告示第三百六十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

わかくさ訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県備前市西片上一二二二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人草加草仁会

2 所在地

岡山県備前市西片上一二二二番地

三 指定年月日

令和六年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三六一一九〇〇一四

五 サービスの種類

介護予防訪問看護

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

◎岡山県告示第三百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

リンクスライヴ笠岡

2 所在地

笠岡市十一番町一一番地四六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社リンクスライヴ

2 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町二一〇四番地一

三 廃止年月日

令和六年七月三十一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四〇四

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

◎岡山県告示第三百七十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和六年七月十六日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和六年八月二日

一 指定した医師

指定医師名
薬師寺 泰 匡
伊 藤 礼

診療科目

呼吸器
肢体不自由、心臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、
小腸、肝臓

医療機関の名称

医療法人薬師寺慈恵会 薬師寺慈恵病院 総社市総社一―一七―二五
いとうファミリークリニック 新見市正田二七―四

所在地

岡山県知事 伊原 木 隆 太

二 指定を辞退した医師

指定医師名
谷 田 恒
村 主 崇 能

診療科目

肢体不自由
ぼうこう・直腸

医療機関の名称

谷田医院 真庭市蒜山中福田二九九
地方独立行政法人玉野医療センター 玉 野 市 玉 三 一 二 一 一
野三井病院

所在地

◎岡山県告示第三百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和六年八月二日

指定した医療機関

名 称

ハロー薬局赤磐店

つばめ薬局

所 在 地

赤磐市穂崎八五二―一

勝田郡勝央町小矢田六一五―一

担当する医療の種類

調剤

調剤

指定年月日

令和六年八月一日

令和六年八月一日

◎岡山県告示第三百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

更新年月日

井上薬局宇野店

玉野市宇野一―四二―二五

調剤

令和六年八月一日

日本調剤井笠薬局

笠岡市笠岡五六一八―一七

調剤

令和六年八月一日

◎岡山県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

赤磐市由津里字塚坂一四七八の一、一四七九の一、一四八一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塚坂一四七八の一・一四八一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年八月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 苦田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百七十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山市東区九幡五八五―二 小橋 一人

岡山市東区升田一五三―一五 羽納 泰弘

二 加入区

九幡

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

九幡漁業協同組合

四 縦覧期間

令和六年八月二日から同月十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

◎岡山県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大井和西小山旭線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町中井和字横内四三六番一地 先から 久米郡美咲町中井和字横内四〇五番二地 先まで	新	三・八 一・二・三	二〇二・五
久米郡美咲町中井和字横内四三六番一地 先から 久米郡美咲町中井和字横内四〇五番二地 先まで	旧	三・八 九・二	二〇二・五

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

◎岡山県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	大埴和西小山旭線	久米郡美咲町里字河原四三番一地从先から久米郡美咲町中埴和字横内四三六番一地从先まで 久米郡美咲町中埴和字横内四〇五番二地从先まで	令和六年八月二日

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

〔三九二〕第四十九期岡山県労働委員会の委員の任期が令和六年十一月二十七日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第五十期岡山県労働委員会の委員のうち、労働者委員及び使用者委員の候補者（以下「候補者」という。）について、次のとおり推薦を求める。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

1 労働者委員の候補者の推薦の場合

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

2 使用者委員の候補者の推薦の場合

岡山県の区域内のみに組織を有する使用者団体

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 委員の定数及び任期

1 委員の定数 労働者委員及び使用者委員のそれぞれにつき五名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。

2 任期 任命の日から二年

四 提出書類

1 労働者委員の候補者の推薦の場合

(1) 推薦書（様式一）

(2) 候補者の履歴書

(3) 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書

2 使用者委員の候補者の推薦の場合

(1) 推薦書（様式二）

(2) 候補者の履歴書

五 書類の提出期限

令和六年十月十一日（金）。なお、郵送の場合は、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

様式1

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地

労働組合の名称

代表者の氏名

印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、岡山県労働委員会労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略歴	備考

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

様式2

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地

使用者団体の名称

代表者の氏名

印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、岡山県労働委員会使用者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	所 属	略歴	備考

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

〔三九三〕倉敷市長から令和六年二月九日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）及び令和六年三月二十六日付け公布岡山県公告（公共測量の測量期間の変更）において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があった。

令和六年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

変更前

令和六年一月三十一日から同年七月三十一日まで

変更後

令和六年一月三十一日から同年十月三十一日まで

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

〔三九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九九番二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島四八一六番地

増田真佐美

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月六日岡山県指令建指第一〇七号

令和6年8月2日 岡山県公報 第12622号

〔三九五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字西堤外一四〇〇番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原七四七番地

佐野 文良

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月十一日岡山県指令建指第一一九号